

技能実習制度の現状

平成31年2月18日

OTIT 外国人技能実習機構

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに**関係行政機関等による地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、**実地に検査**【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の仕組み

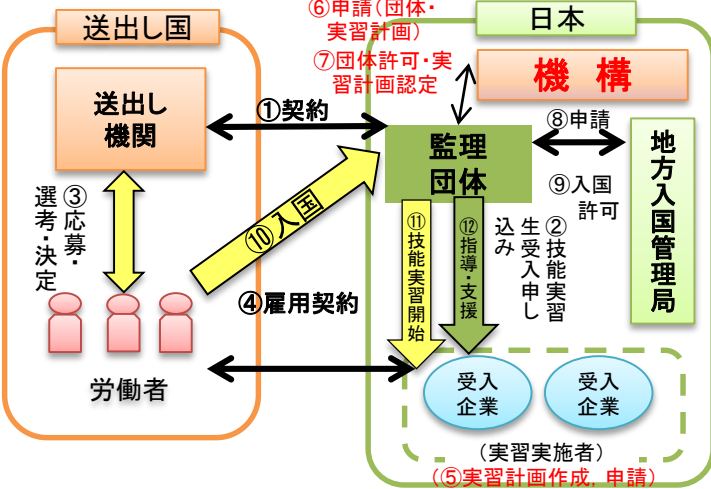
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約28万人在留している。
※平成30年6月末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

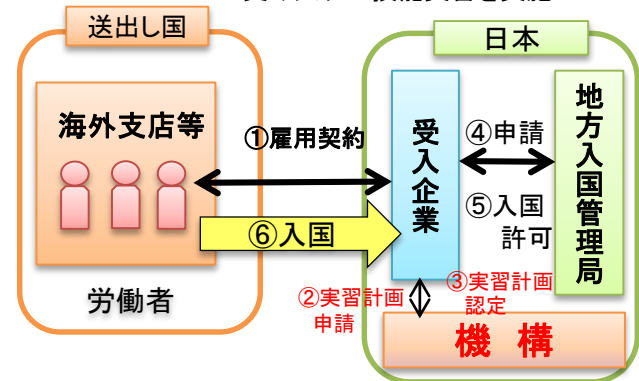
【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

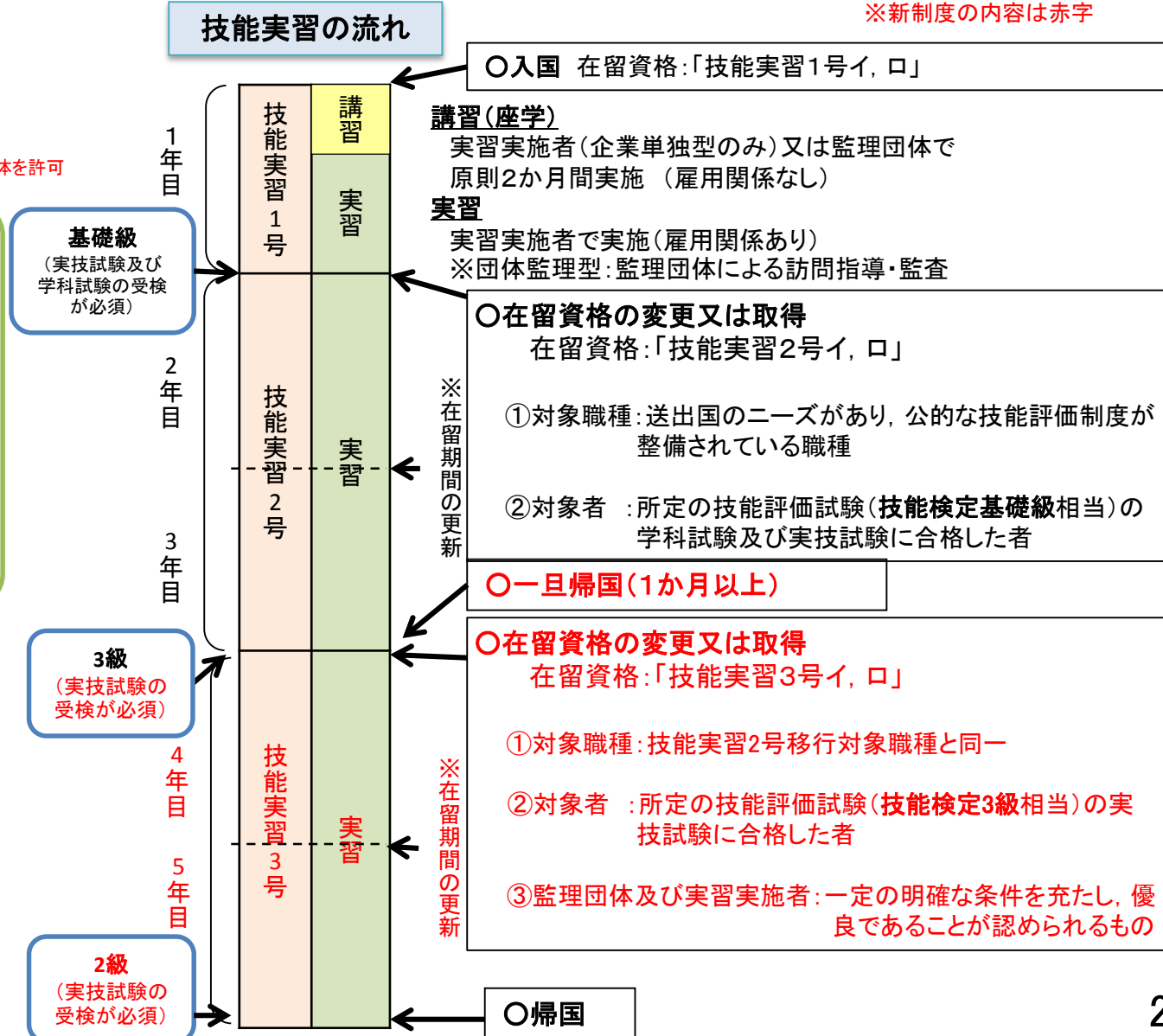
- ⑥申請（団体・実習計画）
- ⑦団体許可・実習計画認定



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



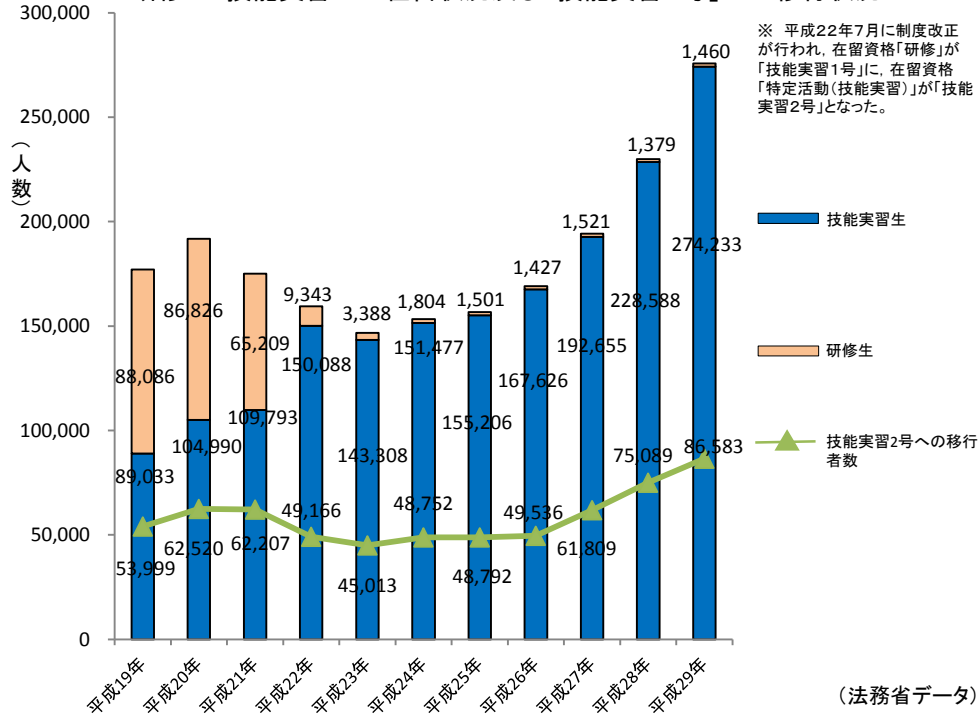
技能実習の流れ



技能実習制度の現状

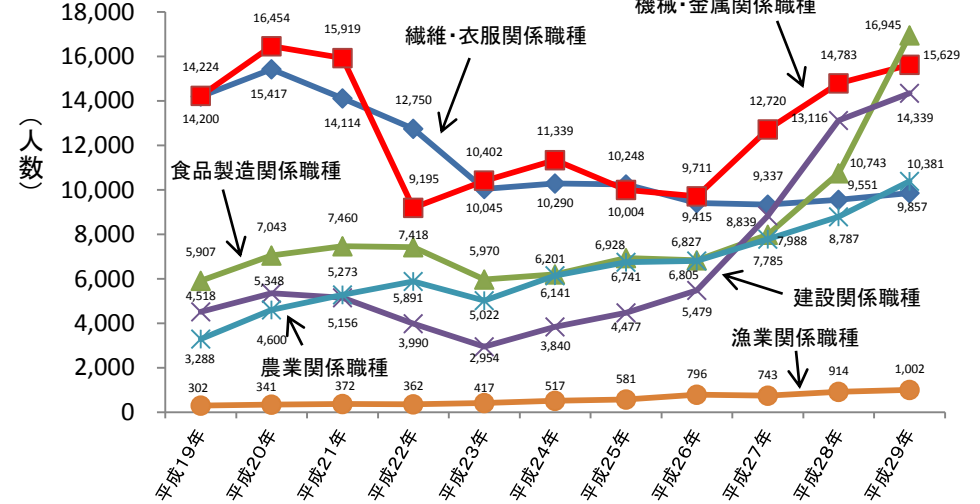
1 平成29年末の技能実習生の数は、274,233人
 ※技能実習2号への移行者数は、86,583人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



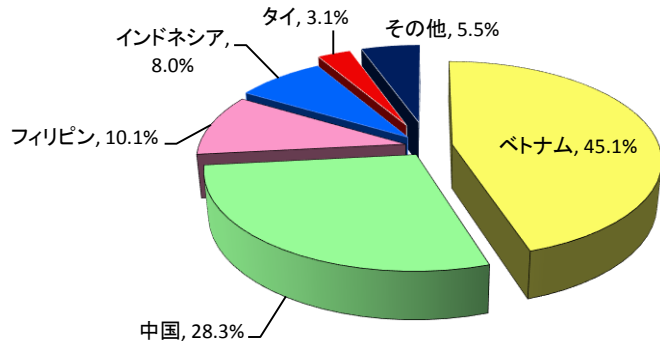
3 全体で80職種あり、「技能実習2号」への移行者が多い職種は、
 ①食品製造関係 ②機械・金属関係 ③建設関係

職種別「技能実習2号」への移行者数



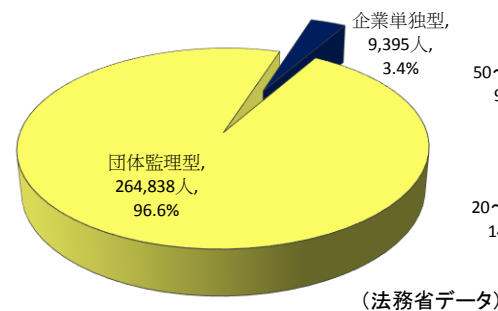
2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②中国 ③フィリピン

平成29年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比(%)

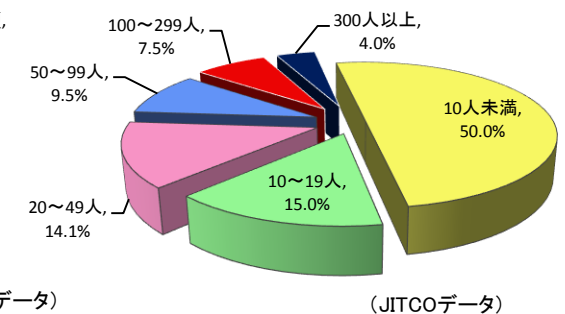


4 団体監理型の受入れが96.6%
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成29年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数



平成29年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)



監理団体の許可・技能実習計画の認定

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

外国人技能
実習機構

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

（許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務）

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（抄）

（機構による事務の実施）

第十四条 主務大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務

二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 （略）

（機構による事実関係の調査の実施）

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 （略）

技能実習生の支援・保護（1）

1. 技能実習生への相談対応

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応を実施（平日 9：00～17：00）。

母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、手紙によって、8カ国語での申告・相談が可能。電話料金はフリーダイヤルで無料。

対応言語	対応日時
ベトナム語	月、水、金 11:00～19:00
中国語	月、水、金 11:00～19:00
インドネシア語	火、木 11:00～19:00
フィリピン語	火、土 11:00～19:00
英語	火、土 11:00～19:00
タイ語	木、土 11:00～19:00
カンボジア語	木 11:00～19:00
ミャンマー語	金 11:00～19:00

2. 技能実習法第49条第1項の申告について

実習生が母国語で法務大臣と厚生労働大臣に対して申告を行うことを支援。

- ・申告とは、技能実習生自らが、実習実施者又は監理団体等の技能実習法令の違反行為について、法務大臣又は厚生労働大臣に申告することをいう。
- ・実習実施者及び監理団体等は申告したことを理由に、技能実習生に対して技能実習の中止等の不利益な取扱いをしてはならないとされている。

技能実習生の支援・保護（2）

3. 実習生の実習先変更支援（実習継続困難時）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合で、かつ、実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

4. 実習生の実習先変更支援（3号移行時）

第2号技能実習から第3号技能実習に進む段階となった実習生は、第3号技能実習に係る実習実施者を自ら選択することができる。

こうした実習生を支援するため、機構は、3号技能実習生の受入れを希望する監理団体の情報を提供する「実習生向け実習先変更支援サイト」（<https://www.support.otit.go.jp/jisshu/>）を開設。

5. 実習生への一時宿泊先の提供

実習生が監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、監理団体又は実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊することができない、又は宿泊することが相当でない場合には、機構として、当該実習生に対し、一時宿泊先の提供等の支援を行う。

6. 実習生への技能検定等の受検手続支援

機構では、実習生が、技能実習の各段階において、技能検定又は技能評価試験を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関との調整による受検日程等の決定、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

7. 技能実習生手帳の配布

○作成部数 約49万部

○作成言語 9か国語（ベトナム語、中国語、インドネシア語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ミャンマー語、カンボジア語、英語）

新たな技能実習制度における申請等件数 (1)

1 監理団体許可 (平成30年12月末現在)

申請件数	許可件数
2,573件	2,422件 うち一般監理事業(※1) 1,064件 うち特定監理事業(※2) 1,358件

(※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

(※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年(前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合)。

2 技能実習計画認定 (平成30年12月末現在)

区分	申請件数	認定件数
企業単独型(※3)	11,983件	11,381件
団体監理型(※4)	398,596件	371,859件
計	410,579件	383,240件

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな技能実習制度における申請等件数（2）

3 相談件数（平成30年12月末現在）

母国語相談件数 2,197件（電話1,676件、メール505件、手紙16件）

【主な相談内容】

- 労働環境に関すること
- 労働基準に関すること
- 職種に関すること
- 3号移行等技能実習制度の手続きに関すること

平成30年3月14日

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構技能実習部

技能実習制度における除染等業務について

技能実習生として来日したベトナム人男性が、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染作業に従事していた旨、本年3月6日付けの日本経済新聞により報道されました。

当該報道により、関係者からの問い合わせが相次いでいるため、技能実習制度における除染等業務の取扱いについて、以下のとおりとしている旨お知らせいたします。

技能実習計画の認定基準については、技能実習法施行規則において規定していますが、除染等業務（注1）に関しては、

- ①除染等業務は、一般的に海外で行われる業務ではないこと
- ②放射線被ばくへの対策が必要（注2）な環境は、技能修得のための実習に専念できる環境とは言い難いこと

から、技能実習の趣旨にはそぐわないものであり、技能実習法施行規則第10条第2項第2号イの基準を満たしていないため、除染等業務を実習内容に含む技能実習計画の認定申請があった場合には、外国人技能実習機構において認定しないこととしております。

また、実習計画の認定申請の際には、除染等業務に従事させない旨の誓約書（別添参照）を提出していただくこととしております。

<技能実習法施行規則>

第10条第2項第2号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないこと。

（注1）除染特別地域等（注3）（放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」）内における以下の業務をいう。（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（「除染電離則」）第2条第7項参照）

①土壌等の除染等の業務

汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等（以下「汚染土壌等」）の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずる業務

②廃棄物等収集業務

除去土壌や汚染された廃棄物（当該廃棄物に含まれるセシウム134及びセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超えるものに限る）の収集、運搬又は保管に係る業務

③特定汚染土壌等取扱業務

セシウム134とセシウム137の濃度が10,000Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務であって、上記2つの業務以外の業務

（注2）技能修得と直接関係のない除染電離則に基づく特別の教育を受けること等が必要であること。

(注3)

①除染特別地域

	地 域 名
福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村 並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であつたことのある地域

②汚染状況重点調査地域

	地 域 名
岩手県	一関市 奥州市 平泉町
宮城県	白石市 角田市 栗原市 七ヶ宿町 大河原町 丸森町 亘理町 山元町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 大玉村 鏡石町 天栄村 会津坂下町 湯川村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 新地町 田村市 南相馬市 川俣町 川内村
茨城県	日立市 土浦市 龍ヶ崎市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 稲敷市 つくばみらい市 東海村 美浦村 阿見町 利根町
栃木県	鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 塩谷町 那須町
群馬県	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 高山村 東吾妻町 川場村
埼玉県	三郷市 吉川市
千葉県	松戸市 野田市 佐倉市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市

A

申請者の誓約書

(第1号企業単独型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 入国後講習における技能実習生の法的保護に必要な情報についての科目が終了する前、及び当該科目に係る入国後講習の期間中は業務に従事させることは、決していたしません。
- 5 技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 6 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 7 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 8 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 10 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 11 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



申請者の誓約書
(第2号企業単独型技能実習・第3号企業単独型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 技能実習生の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 5 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 10 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに外国人技能実習機構に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



D

申請者の誓約書

(第1号団体監理型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 入国後講習の期間中に技能実習生を業務に従事させることは、決していたしません。
- 5 技能実習の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 6 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 7 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 8 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません。
- 9 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 10 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとします。
- 11 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 12 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに監理団体に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



申請者の誓約書
(第2号団体監理型技能実習・第3号団体監理型技能実習)

次の技能実習生に技能実習を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

技能実習生の氏名(国籍(国又は地域))	
---------------------	--

記

【誓約事項】

- 1 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生又はその親族その他の関係者の財産を管理することは、決していたしません。
- 2 技能実習生が技能実習に係る契約を履行しなかった場合に備えて、技能実習生、監理団体、取次送出機関又は外国の準備機関との間で、違約金等の制裁を定めることは、決していたしません。
- 3 技能実習生に対して、暴行、脅迫、自由の制限その他人権を著しく侵害する行為を行ったことはありませんし、今後も決していたしません。また、技能実習生に対して他からこうした行為が行われていないかどうかについて、定期的に確認します。
- 4 技能実習の目標の達成状況の確認を技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験により行わない場合にあつては、技能実習指導員が技能実習責任者の立会いの下で技能実習の目標を全て達成していることを確認するなど、評価の公正な実施を確保します。
- 5 労働者災害補償保険への加入又はこれに類する措置を講じます。
- 6 技能実習計画と反する内容の取決めをしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 7 監理団体から監理費として徴収される費用について、直接又は間接に技能実習生に負担させることは、決していたしません。
- 8 不正に技能実習計画の認定を受ける目的、その他出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的等で、偽変造文書等を行使したり提供したりしたことはありませんし、今後も決していたしません。
- 9 技能実習計画の作成について指導を受けた監理団体による実習監理を受けることとします。
- 10 除染等業務を実習内容に含む技能実習は、決して行いません。
- 11 上記のほか、技能実習に関する法令に違反することは、決していたしません。万一、技能実習に関する法令に違反してしまったときは、直ちに監理団体に報告します。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名



平成 30 年 5 月 16 日

法務省入国管理局入国在留課
厚生労働省海外人材育成担当参事官室
外国人技能実習機構技能実習部

東京電力福島第一原子力発電所における技能実習の取扱いについて

技能実習生が、東京電力福島第一原子力発電所の敷地内において作業に従事していた旨、本年 5 月 1 日付けの毎日新聞等により報道されました。

技能実習法上、同発電所敷地内における技能実習の取扱いについては、以下のとおりです。

福島第一原子力発電所の敷地内については、

- ①廃炉事業の進捗に伴い、線量計等の着用や特別教育等が必要となる放射線に係る管理区域として設定されうる状況にあり、このような環境は安定的・継続的な技能実習を行う実習環境としては適当ではないと認められること
- ②同発電所敷地内において東京電力が発注する事業は、全て廃炉に関するものであり、一般的に海外で発生しうるものではないこと、また、東京電力自体が当該事業につき技能実習生が従事することを認めていないことから、適切な技能実習が実施される環境下にあるとは認められないこと

から、技能実習法における技能実習計画の認定に関しては、技能実習法施行規則第 10 条第 2 項第 2 号イに適合しないものとする。

<技能実習法施行規則>

第 10 条第 2 項第 2 号イ

当該業務の性質及び当該業務に従事させるに当たっての実習環境その他の環境に照らし、外国人に技能実習として行わせることが適当でない認められるものでないこと。

平成30年10月19日
法務省入国管理局

技能実習制度における除染等業務に係る調査結果について

本年3月14日、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、技能実習生による除染等業務に関しては、技能実習制度の趣旨にはそぐわないことから、技能実習の内容として一律に認めない旨公表したところですが、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構において、技能実習生の受入企業を対象として、技能実習生による除染等業務への従事の有無について実態調査を実施しましたので、その結果を公表します。

1 調査対象

地方入国管理局分：除染特別地域等（注）に所在する建設関係職種を取り扱う受入企業等

外国人技能実習機構分：建設関係職種を取り扱う受入企業に対し、除染特別地域等で技能実習を実施したか等に係るアンケート調査を行った結果、「既に実施」あるいは「実施予定」と回答した受入企業

2 調査方法

上記1の調査対象の受入企業に対し、地方入国管理局及び外国人技能実習機構による受入企業に対する訪問調査（技能実習生への聞き取り調査を含む。）等を実施したものの。

3 調査実施受入企業数

1,018社

地方入国管理局実施分：575社

外国人技能実習機構実施分：443社

4 除染等業務への従事が認められた受入企業数

4社（※）

※いずれも地方入国管理局の調査により確認されたもの。

5 上記4に対する措置

（1）受入企業A社：「受入停止（5年間）」（技能実習計画齟齬及び賃金等の不払）

※同社の監理団体B：「改善指導」（監査体制不十分）

（2）受入企業C社：「受入停止（3年間）」（技能実習計画齟齬）

「改善指導」（賃金等の不払）

※同社の監理団体D及びE：「改善指導」（監査体制不十分）

（3）受入企業F社：「注意喚起」（除染等業務を行わせないように注意喚起）

（4）受入企業G社：「注意喚起」（除染等業務を行わせないように注意喚起）

（5）その他、除染等業務への従事が認められないものの、調査の過程で、不適正な技能実習の実施が認められた受入企業1社に対して「改善指導」（技能実習計画齟齬）の措置を執った。

6 今後も引き続き、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、監理団体及び受入企業に対する実地検査等を通じて、技能実習生を除染等業務に従事させることのないよう指導を行い、不適正な事例があれば、適切に処分していく。

(注) 除染特別地域等（放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」）内における以下の業務をいう。（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（「除染電離則」）第2条第7項参照）

① 除染特別地域

	地 域 名
福島県	檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯館村 並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域

② 汚染状況重点調査地域

	地 域 名
岩手県	一関市 奥州市 平泉町
宮城県	白石市 角田市 栗原市 七ヶ宿町 大河原町 丸森町 亘理町 山元町
福島県	福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 大玉村 鏡石町 天栄村 会津坂下町 湯川村 会津美里町 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 鮫川村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町 三春町 小野町 広野町 新地町 田村市 南相馬市 川俣町 川内村
茨城県	日立市 土浦市 龍ヶ崎市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 稲敷市 つくばみらい市 東海村 美浦村 阿見町 利根町
栃木県	鹿沼市 日光市 大田原市 矢板市 那須塩原市 塩谷町 那須町
群馬県	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 高山村 東吾妻町 川場村
埼玉県	三郷市 吉川市
千葉県	松戸市 野田市 佐倉市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 印西市 白井市

新たな外国人材の受入れについて



平成31年2月
法務省入国管理局

【資料(目次)】

1	制度概要 ①在留資格について	1
2	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について	2
3	新たな外国人材受入れ制度(外国人材用)	3
4	新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)	4
5	新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用)	6
6	主な提出書類一覧	8
7	届出・報告一覧	10
8	新たな外国人材受入れ制度(スケジュール)	13

- **特定技能 1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業

(特定技能 2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

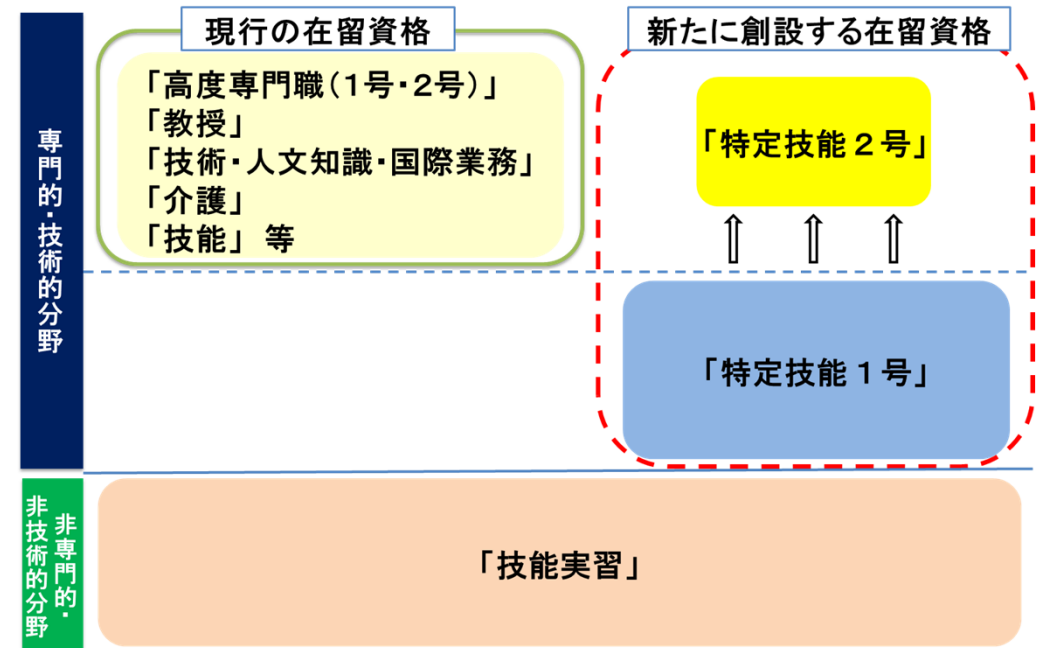
特定技能 1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同**：要件を満たせば可能（配偶者，子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象外**

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
 - ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
 - ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

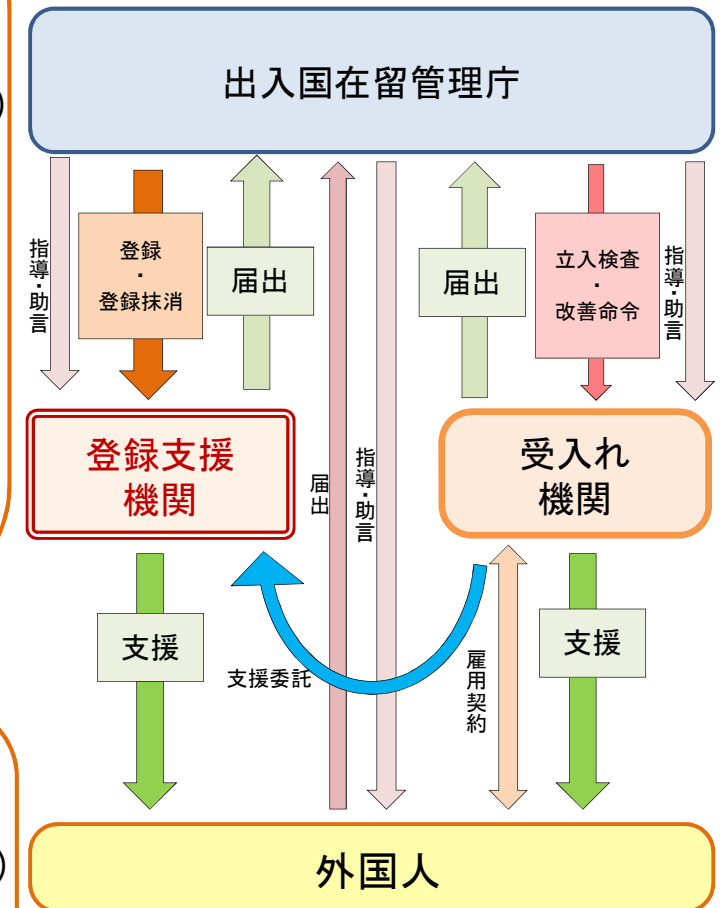
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

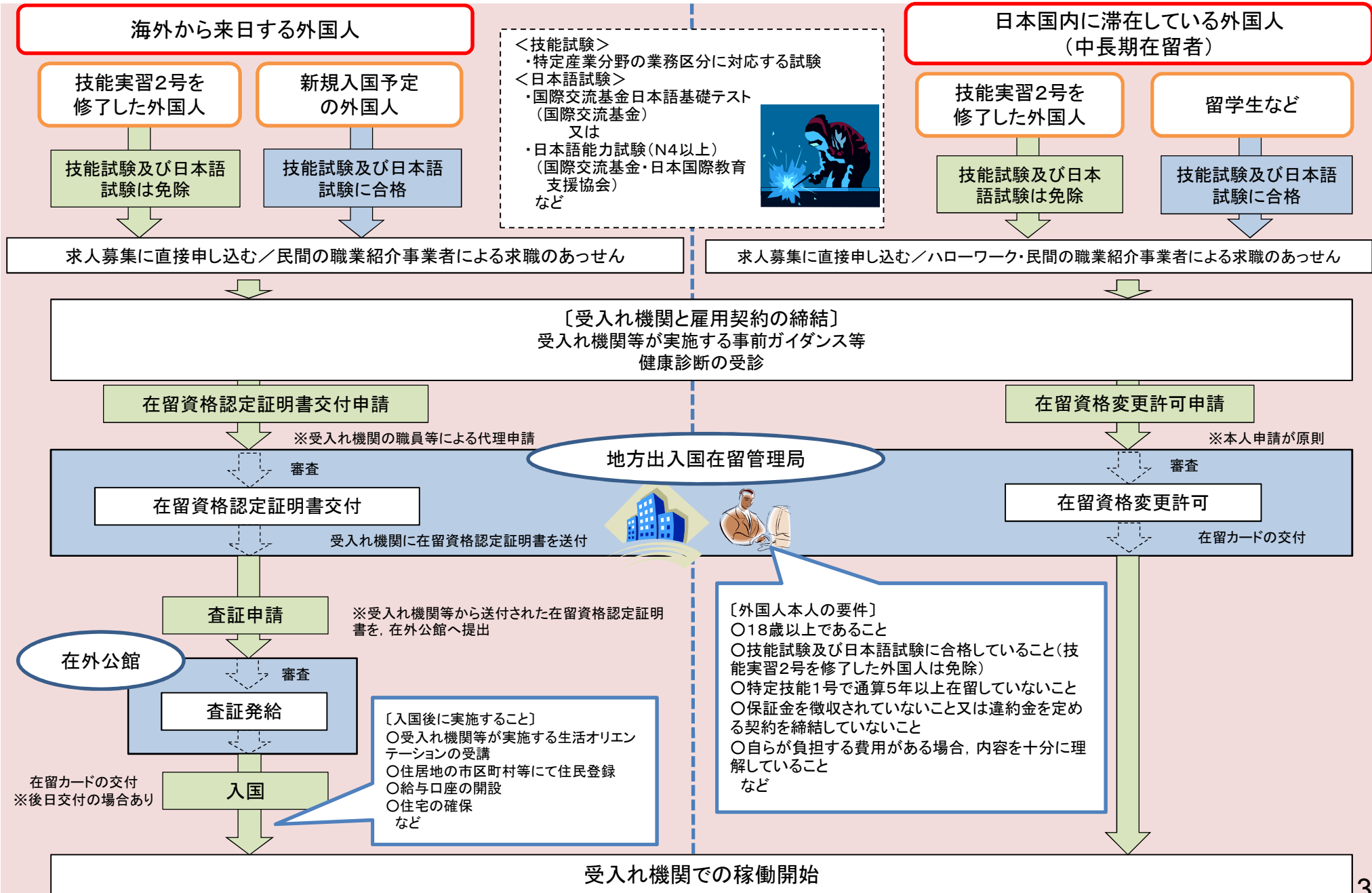
- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

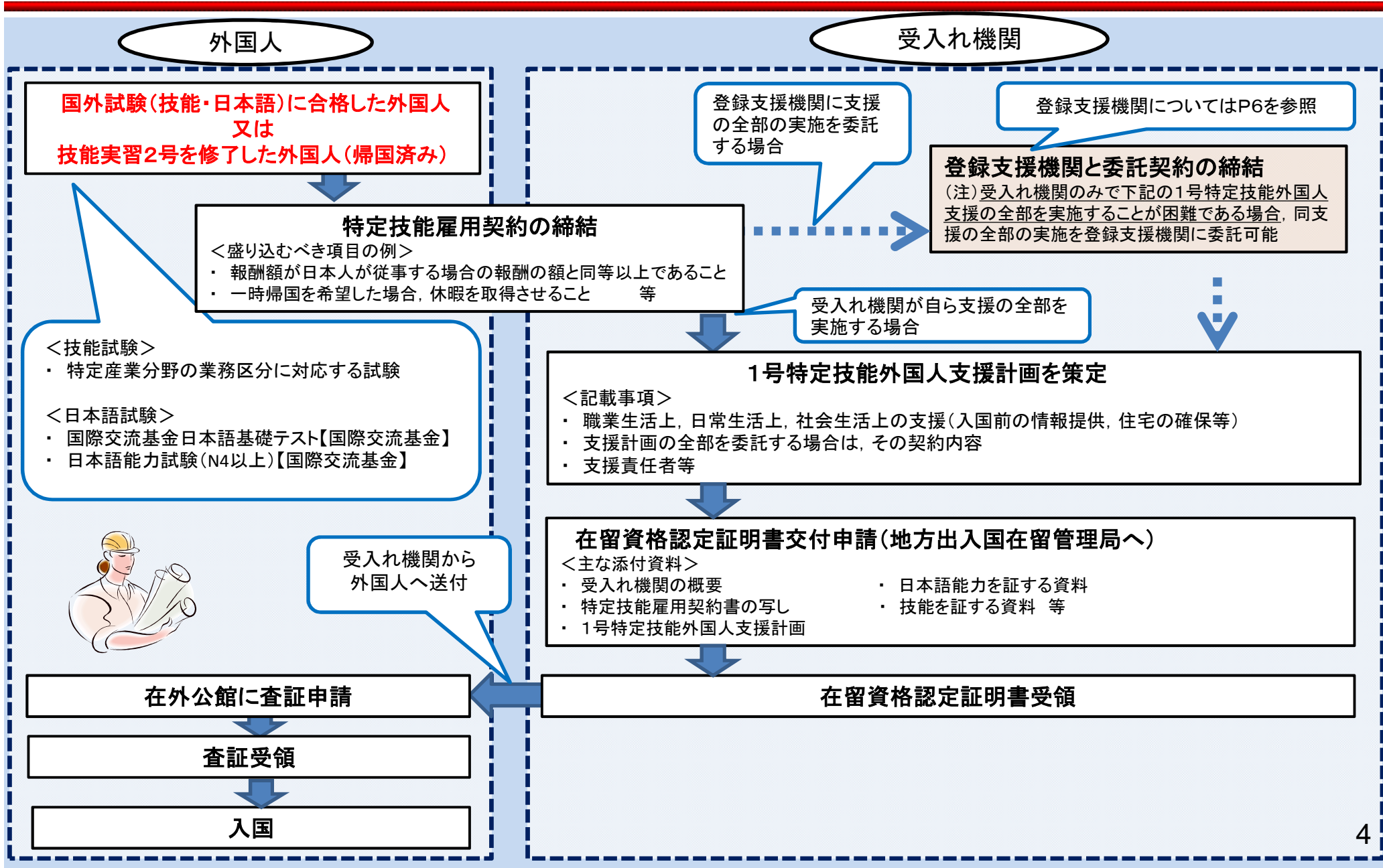
- ① 外国人への支援を適切に実施
 - ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



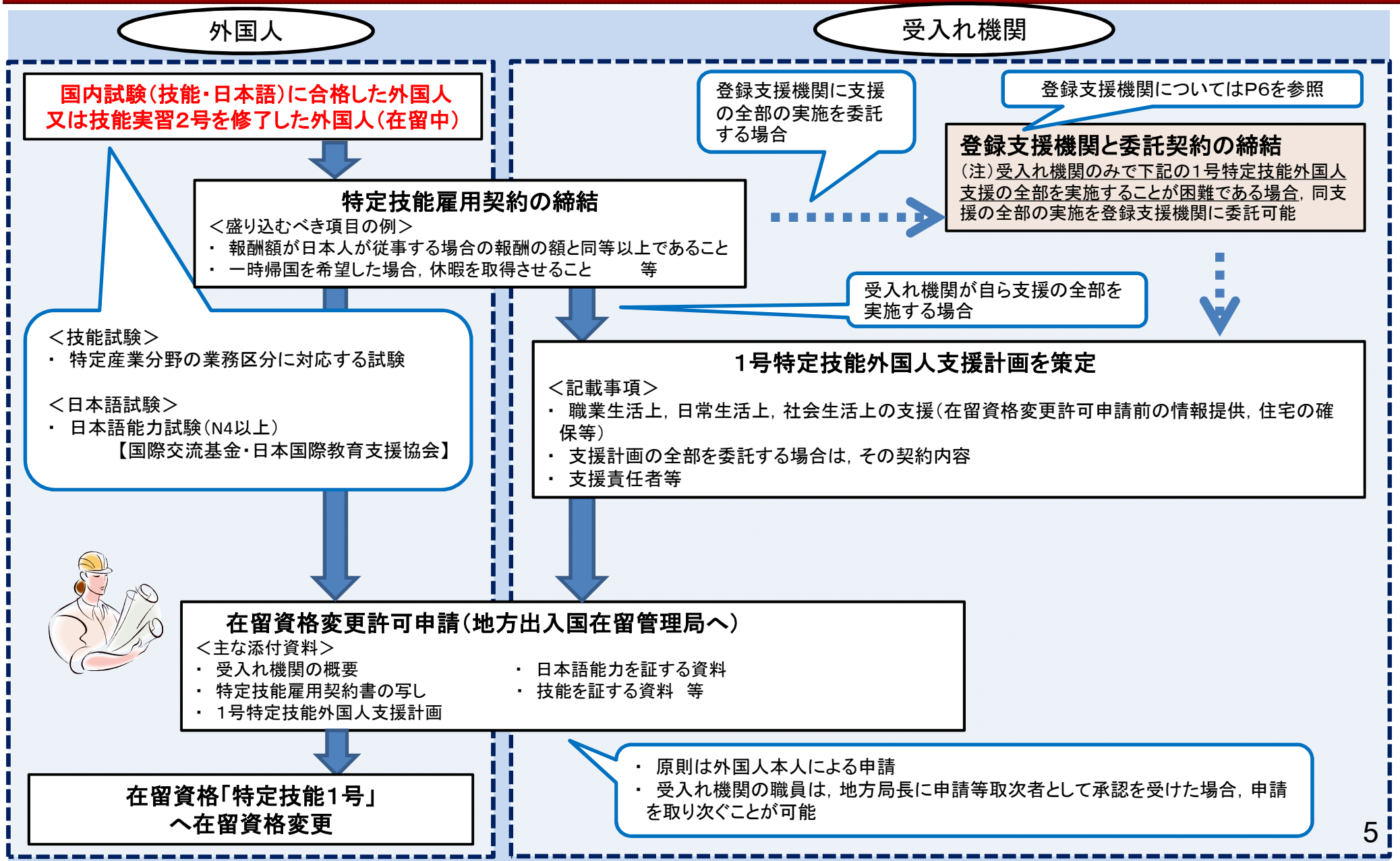
新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



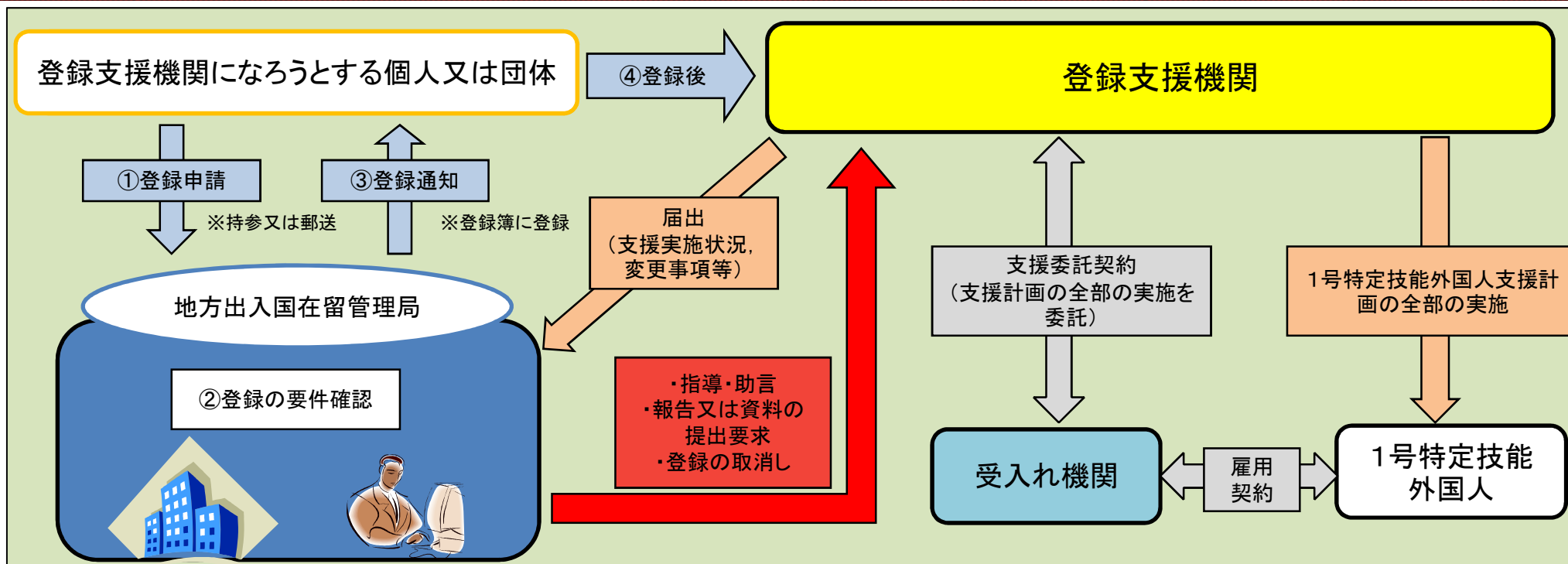
新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



新たな外国人材受入れ制度（登録支援機関用）



法務省
Ministry of Justice



登録支援機関とは

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定） ○収入印紙（申請手数料） ○（個人の場合）住民票の写し 等 ○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等 ※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載予定

2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
 - 以下のいずれかに該当すること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者の受入れ実績があること
 - ・ 登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、業として、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
 - ・ 上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
 - 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
 - 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
 - 刑罰法令違反による罰則（5年以内に入出国又は労働に関する法令により罰せられたなど）を受けていないこと
 - 5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し著しく不正又は不当な行為を行っていないこと
- など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間在留する外国人をいい、在留カードを所持している。

主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税，住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たっての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書，就任承諾書，支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか，申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関①）

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	随時 特定技能雇用契約に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。 ・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であって、雇用契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・特定技能雇用契約を変更又は新たな契約を締結した場合は、雇用条件書を併せて添付すること。
2	随時 支援計画変更に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画を変更したときは届出が必要。 ・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であって、支援計画に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・支援責任者又は支援担当者が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当者就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。 ・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。
3	随時 支援委託契約に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。 ・なお、支援委託契約の内容の変更であって、当該契約に実質的な影響を与える変更以外の変更の場合、軽微な変更として届出は不要。 ・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。
4	随時 受入れ困難に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（受入れ機関②）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点	
5	随時	出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）	持参又は郵送	事由発生後14日以内	・ 特定技能外国人への暴行・脅迫，旅券又は在留カードの取上げ，労働関係法令違反などがあつた場合は届出が必要。
6	定期 （四半期ごと）	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・ 受け入れている特定技能外国人の数，特定技能外国人の身分事項（氏名，生年月日，性別，国籍等）活動日数，活動場所，業務内容等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。
7	定期 （四半期ごと）	支援実施状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について，四半期ごとに定期の届出が必要（支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。）。 ・ 届出対象期間内に，支援対象者が存在しない場合であっても，その旨届出を行う必要あり。 ・ 支援計画に変更があつた場合は，受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・ 非自発的離職者を発生させた場合は，受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8	定期 （四半期ごと）	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況（特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。）等の事項について，四半期ごとに定期の届出が必要。 ・ 報酬の支払状況については，賃金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は，新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

届出・報告一覧（登録支援機関）

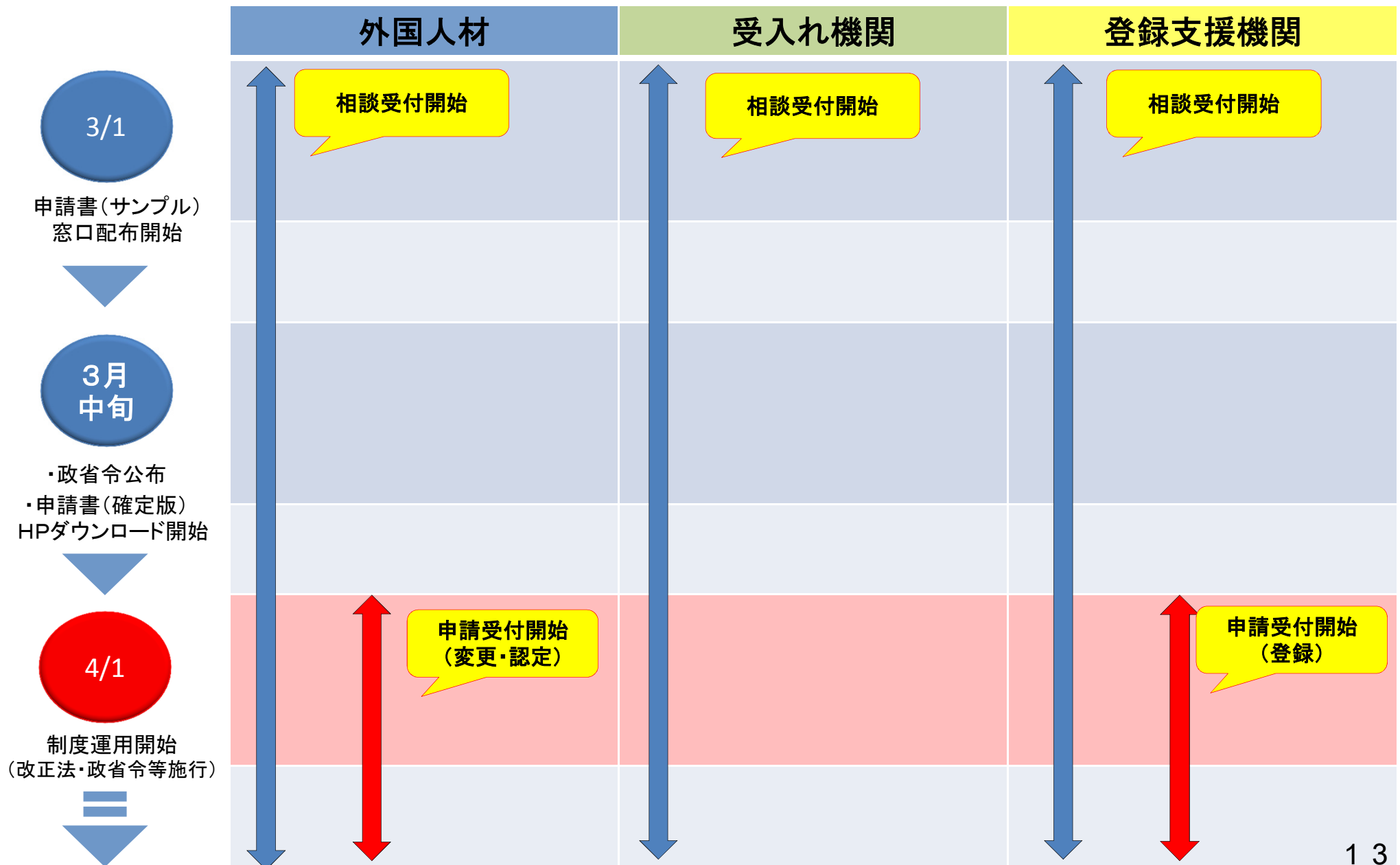
種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	登録事項変更に係る届出書	登録支援機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局 (空港支局を除く。)	持参 又は 郵送	事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。
2	支援業務の休止又は廃止に係る届出書			事由発生後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。 支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。
3	支援業務の再開に係る届出書			再開予定日の1か月前	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。 支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。
4	定期（四半期ごと） 支援計画の実施状況に関する届出	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局 又は 地方出入国在留管理局支局 (空港支局を除く。)		翌四半期の初日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。 届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。 非自発的離職者を発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

新たな外国人材受入れ制度（スケジュール）



法務省
Ministry of Justice



参考資料

- ・分野別運用方針について(14分野)
- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先
- ・新たな外国人材受入れに関する経緯・背景

分野別運用方針について(14分野)

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 〔1試験区分〕
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃	直接 〔1試験区分〕
経産省	素材材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装	直接 〔13試験区分〕
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・仕上げ ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 ・プラスチック成形	直接 〔18試験区分〕
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械検査 ・電子機器組立て ・溶接 ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装	直接 〔13試験区分〕
国交省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装	直接 〔11試験区分〕
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮)	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	直接 〔6試験区分〕
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮)【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	直接 〔1試験区分〕
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	直接 〔2試験区分〕
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	直接 〔1試験区分〕
	農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)
漁業		9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等)	直接 派遣 〔2試験区分〕
飲食品製造業		34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	直接 〔1試験区分〕
外食業		53,000人	外食業技能測定試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	直接 〔1試験区分〕

	分野	3 その他重要事項	
		受入れ機関に対して特に課す条件	
厚労省	介護	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定 	
	ビルクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること 	
経産省	素材材産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 	
	産業機械製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 	
	電気・電子情報関連産業	<ul style="list-style-type: none"> ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 	
国交省	建設	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能熟練に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等 	
	造船・船用工業	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること 	
	自動車整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること 	
	航空	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること 	
	宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと 	
農水省	農業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること 	
	漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること 	
	飲食品製造業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと 	
外食業	<ul style="list-style-type: none"> ・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと 		

* 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野
耕種農業	施設園芸	農業
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
養殖業	ほたてがい・まがき養殖	

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金 内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	
建具製作	木製建具手加工	建設
建築大工	大工工事	
型枠施工	型枠工事	
鉄筋施工	鉄筋組立て	
とび	とび	
石材施工	石材加工 石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	
左官	左官	
配管	建築配管 プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事 ブラチック系床仕上げ工事 カーベット系床仕上げ工事	建設
内装仕上げ施工	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工	
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	建設
表装	壁装	
建設機械施工	押土・整地	
	積込み	
	掘削 締固め	
築炉	築炉	

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業
	食鳥処理加工業	
加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
	くん製品製造	
非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
	乾製品製造	
	発酵食品製造	
水産練り製品製造業	かまぼこ製品製造	
	牛豚部分肉処理加工業	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造業	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
	パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
医療・福祉施設給食製造業	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野
紡績運転	前紡工程	繊維・衣服製造業
	静紡工程	
	巻糸工程	
織布運転	合ねん糸工程	
	準備工程	
	製織工程	
染色	仕上工程	
	糸浸染	
ニット製品製造	織物・ニット浸染	
	靴下製造	
たて編ニット生地製造	丸編みニット製造	
	たて編ニット生地製造	
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
	紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造	下着類製造	
	寝具製作	寝具製作
カーベット製造	織じゅうたん製造	
	タフテッドカーベット製造	
帆布製品製造	ニードルパンチカーベット製造	
	帆布製品製造	
布はく縫製	ワイシャツ製造	
	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造	産業機械製造業
	非鉄金属鑄物鑄造	
鍛造	ハンマ型鍛造	
	プレス型鍛造	
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	
	コールドチャンパダイカスト	
機械加工	普通旋盤	
	フライス盤	
	数値制御旋盤 マシニングセンタ	

6 機械・金属関係(続き)

職種名	作業名	分野
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業
鉄工	構造物鉄工	
工場板金	機械板金	
めっき	電気めっき	電
	溶融亜鉛めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	造船・船用工業
仕上げ	治工具仕上げ	
	金型仕上げ	
	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	造船・船用工業
機械保全	機械系保全	
電子機器組立て	電子機器組立て	電気・電子工業
電気機器組立て	回転電機組立て	
	変圧器組立て	
	配電盤・制御盤組立て	
	開閉制御器具組立て	
プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野
家具製作	家具手加工	製造
印刷	オフセット印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	素形材産業
	射出成形	
	インフレーション成形	
強化プラスチック成形	フロー成形	造船・船用工業
	手積み積層成形	
塗装	建築塗装	造船・船用工業
	金属塗装	
	鋼橋塗装 噴霧塗装	
溶接	手溶接 半自動溶接	造船・船用工業
工業包装	工業包装	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	製造
	印刷箱製箱	
	貼箱製造 段ボール箱製造	
陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	製造
	圧力鑄込み成形 バッド印刷	
自動車整備	自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護	介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護

(注)平成29年11月1日から対象職種に追加

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素形材産業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
	手溶接
溶接	半自動溶接

4 産業機械製造業

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト
	コールドチャンバダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
	ブロー成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき
	溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	回転電機組立て
	変圧器組立て
	配電盤・制御盤組立て
電気機器組立て	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形
塗装	ブロー成形
	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
溶接	噴霧塗装
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業
かわらぶき	かわらぶき作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
表装	カーテン工事作業
	壁装作業

7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
	半自動溶接
塗装	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
鉄工	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンタ作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グランドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

10 宿泊

職種名	作業名

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業	ほたてがい・まがき養殖

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業	そう菜加工
農産物漬物製造業	農産物漬物製造

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般, 入国・在留手続, 登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋入国管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 総務課, [2019年4月以降] 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査部門, [2019年4月以降] 就労審査第二部門	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112 就労審査部門 052-559-2114

官署名	住所	連絡先
大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426、42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係)	TEL 03-5253-8111 (内線: 49114) (内線: 50137)

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(素形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省製造産業局 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医業・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

経緯

1 経済財政諮問会議での総理大臣指示 (平成30年2月20日)

- 「深刻な人手不足が生じているため、「外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」
- 「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める。」

2 タスクフォース(TF)の設置 (平成30年2月23日)

- 2月23日、関係省庁の局長級で構成するTFを設置
- 2月23日から5月29日までの間にTFを2回開催、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

3 骨太の方針2018 (平成30年6月15日閣議決定)

- 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。
必要がある。
- このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。

4 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 の開催(平成30年7月24日設置)

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

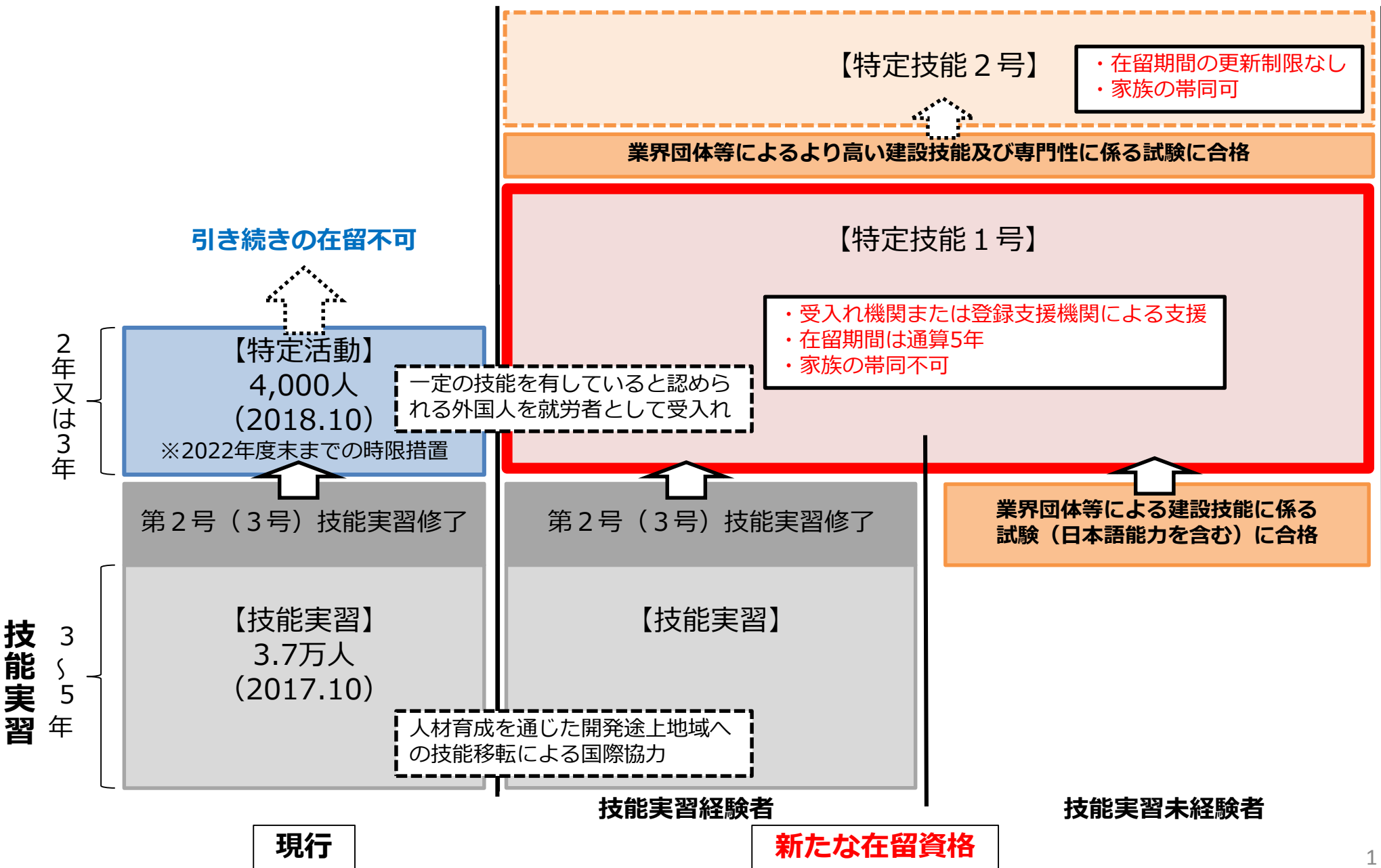
背景

- アベノミクスの推進により、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下
- 一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇
- 2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

建設分野における新たな外国人材の受入れについて

平成31年2月

国土交通省土地・建設産業局



1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野 （特定産業分野）

建設分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項

➤ 生産性向上や国内人材確保のための取組

施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等

➤ 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人

➤ 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約4万人

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

➤ 特定技能1号：技能検定3級相当の技能試験（実技、学科）及び日本語検定N4相当の日本語能力

➤ 特定技能2号：技能検定1級相当の技能試験（実技、学科）及び班長としての実務経験

4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

➤ 特定技能外国人が従事する業務：型枠、鉄筋施工、建設機械施工 等

➤ 特定技能所属機関等（建設業界団体、元請企業、受入れ企業）に対して特に課す条件

外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣による審査・認定

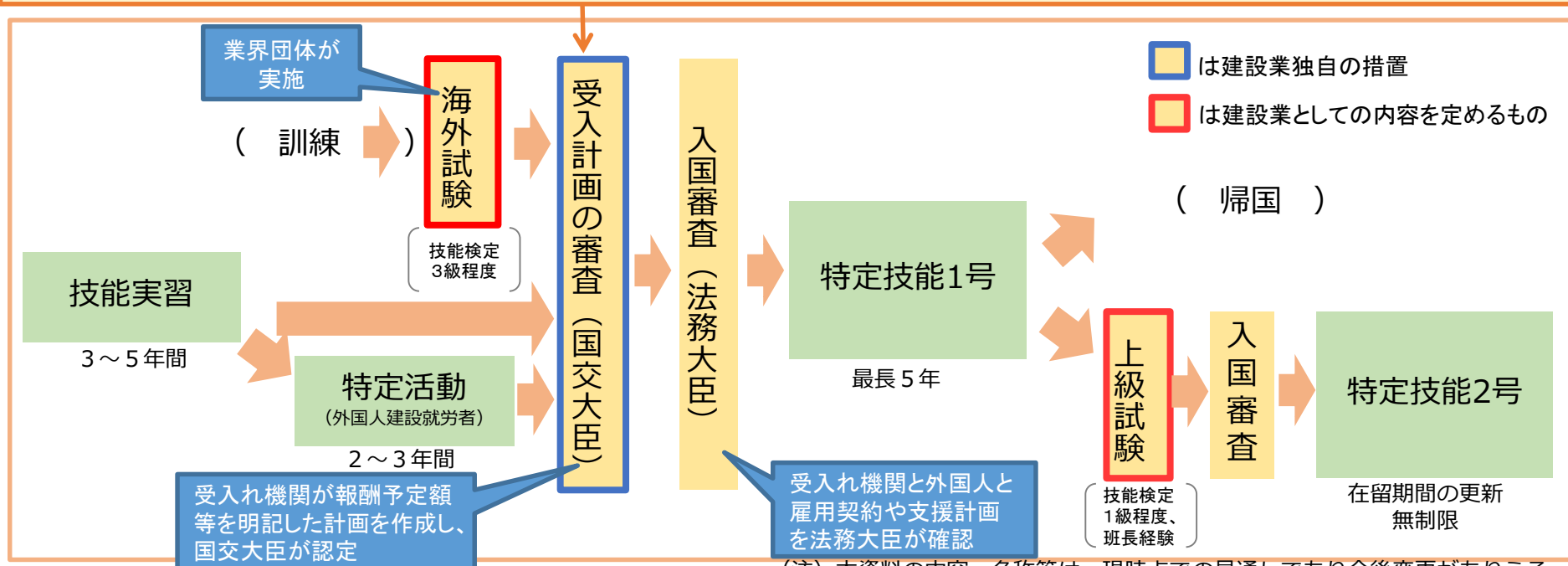
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等

➤ 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用

建設分野の特性を踏まえて定める受入れ機関の適格性の基準

- 特定技能外国人の受入れ要件に、「建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める基準への適合」を設定
 (具体的な基準は入管法省令に基づく国土交通省告示に規定)

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める「受入れ機関の適格性の基準」を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入れ機関は、特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ・ 受入れ機関は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ・ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ・ 賃金等の契約上の重要事項の書面(母国語)での事前説明
 - ・ 受入れ機関及び特定技能外国人のキャリアアップシステムへの登録
 - ・ 元請け企業による指導の受入れ
 - ・ 元請団体、受入対象技能に係る専門工事業団体により構成する団体への加入及び当該団体が策定する行動規範の遵守
 - ・ 国が委託する第三者機関による受入計画の適正な履行に係る調査、巡回指導の受入れ 等



(注) 本資料の内容・名称等は、現時点での見通しであり今後変更がありうる

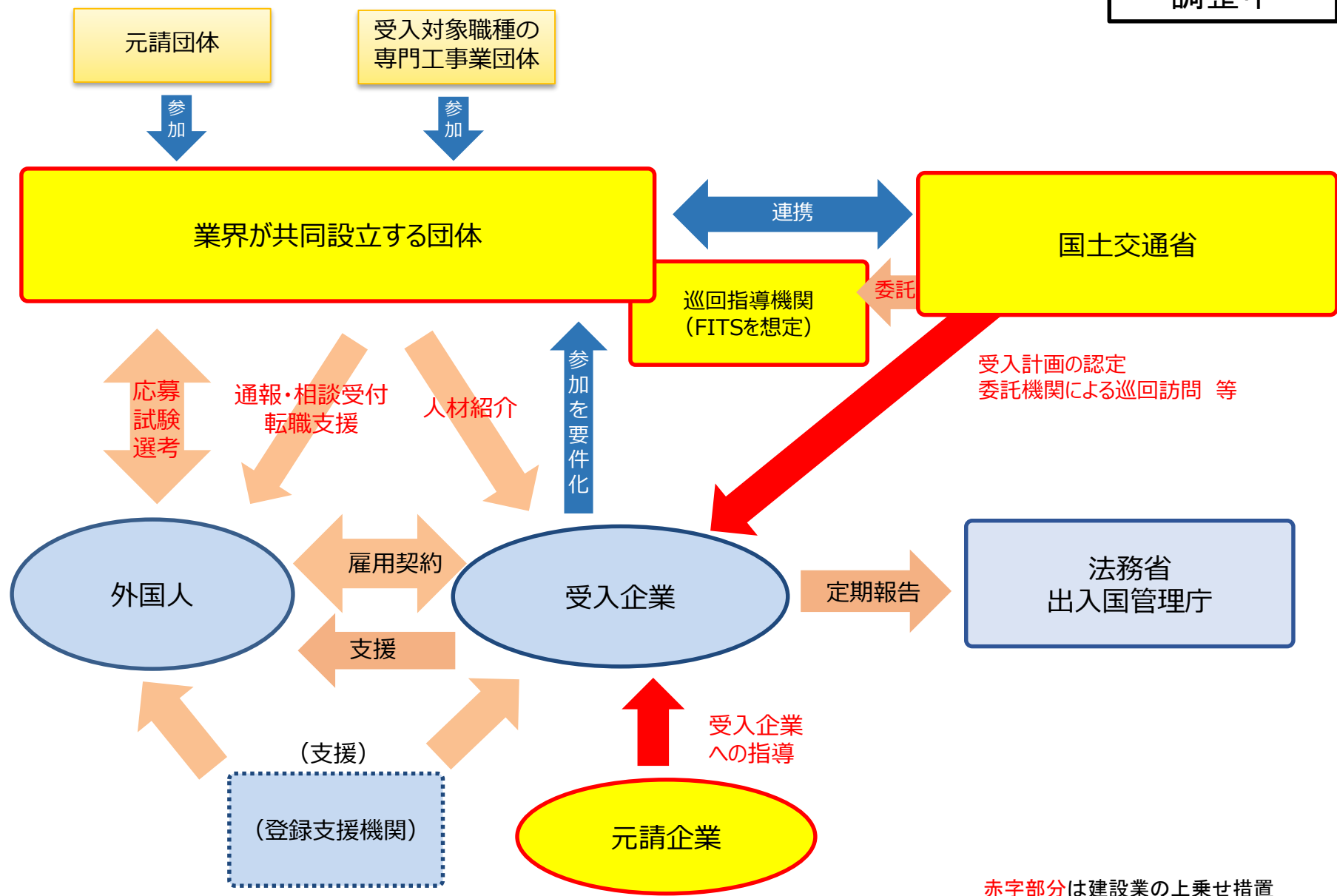
受入れ対象技能及び受入開始時期の検討状況

調整中

技能	受入開始年度
型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上 < 11 技能 >	2019年度
外壁仕上、P C、基礎工、ウェルポイント施工、標識・路面標示、のり面工、建築板金、電気工事、送電架線施工、溶接、ダクト、鉄骨、海洋土木工、建設塗装、防水、保温保冷、ウレタン断熱、造園、さく井、シャッター・ドア施工 < 20 技能 >	2020年度以降
建築大工、とび、運動施設、切断穿孔、冷凍空調、タイル張り、ガラス施工 < 7 技能 >	検討中

※ 太字の職種は、関連の職種での技能実習の受入れ実績があるもの。

調整中



赤字部分は建設業の上乗せ措置
その他は業種横断の仕組み

建設分野技能実習の受入れ基準の 見直しについて

○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）

<衆議院>（平成30年11月27日）

八 技能実習制度について、平成二十九年十一月に施行された新法に基づき、技能実習生の保護を適切に行い、失踪者の減少に努め、実習実施機関や監理団体に不適正な行為があるときは厳正に対処するほか、法務省において、新法の運用状況を速やかに検証し、その結果に応じて必要な措置をとること。

九 不法滞在者や失踪技能実習生を含む在留資格に応じた活動を行わない外国人を不法に雇い入れる雇用主の責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

<参議院>（平成30年12月8日）

三 技能実習に関する制度及び外国人留学生が出入国管理及び難民認定法第十九条第二項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。

建設分野技能実習の受入れ基準の見直しについて

	特定技能 (新設する基準)	技能実習 (下線部：追加する基準案)	外国人建設就労者受入事業 (下線部：追加する基準案)
受入企業に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 外国人受入れに関する計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること 建設キャリアアップシステムに登録していること 建設業者団体が共同して設立した団体（国土交通大臣の登録が必要）に所属していること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習計画の認定を受けること <u>建設業法第3条の許可を受けていること</u> <u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適正監理計画の認定を受けること 建設業法第3条の許可を受けていること <u>建設キャリアアップシステムに登録していること</u> <p style="text-align: right;">等</p>
処遇に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を 安定的に支払い、 技能習熟に応じて昇給を行うこと 1号特定技能外国人に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること 1号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等 	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を <u>安定的に支払うこと</u> 雇用条件書等について、技能実習生が十分に理解できる言語も併記の上、署名を求めること <u>技能実習生を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人建設就労者に対し、 <ul style="list-style-type: none"> 日本人と同等以上の報酬を、 <u>安定的に支払い、</u> <u>技能習熟に応じて昇給を行うこと</u> <u>外国人建設就労者に対し、雇用契約締結前に、重要事項を書面にて母国語で説明していること</u> <u>外国人建設就労者を建設キャリアアップシステムに登録すること</u> <p style="text-align: right;">等</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1号特定技能外国人（と外国人建設就労者との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと 	<ul style="list-style-type: none"> <u>技能実習生の数が常勤職員の総数を超えないこと</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>（1号特定技能外国人と）外国人建設就労者（との合計）の数が、常勤職員の数を超えないこと</u>

建設分野における外国人材の受入状況

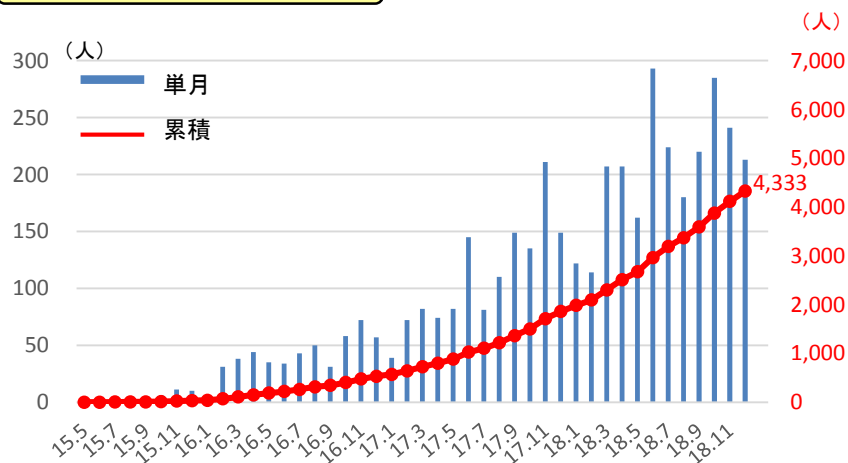
- 建設分野で活躍する外国人の数は、2011年から5倍以上に増加（1.3万人→6.9万人）
- 在留資格別では技能実習生が最も多く(2018年：4.6万人)、近年増加傾向にある。
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始したところ。

> 建設分野に携わる外国人数

(単位：人)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2011→2018 増加率
全産業	686,246	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	112.8%
建設業	12,830	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	434.7%
技能実習生	6,791	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	577.2%
外国人建設就労者	0	0	0	0	401	1,480	2,983	4,333	-

※外国人建設就労者は年度末時点（2018年は12月末時点）、その他は10月末時点の人数。
出典：外国人建設就労者は国交省調べ、その他は外国人雇用届出状況（厚生労働省）

外国人建設就労者の受入状況（2018年12月末時点）
外国人建設就労者の入国月

国籍別の状況

単位：人

国名	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	モンゴル	タイ	カンボジア	スリランカ	ネパール	ラオス
人数	2,023	1,056	587	483	65	51	30	14	10	10	4

職種別の状況

単位：人

	鉄筋施工	とび	型枠施工	溶接	建築大工	建設機械施工	左官	内装仕上げ施工	塗装	鉄工	防水施工	配管
人数	823	749	537	444	381	295	258	136	135	135	87	82

	コンクリート圧送施工	建築板金	タイル張り	熱絶縁施工	かわらぶき	サッシ施工	表装	石材施工	建具製作	冷凍空調和機器施工	さく井	ウェルポイント施工
人数	78	44	36	27	20	18	14	10	8	6	6	4

報道発表資料



平成30年2月19日
法務省入国管理局

平成29年の「不正行為」について

平成29年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、213機関となりました。

- 1 平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関でした。これは平成28年の239機関と比べると10.9%の減少、平成27年の273機関と比べると22.0%の減少となっており、2年連続で減少しました。
- 2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は3機関（1.4%）、団体監理型の受入れ機関は210機関（98.6%）です。
- 3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関（210機関）の内訳は、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）です。
- 4 「不正行為」の類型別の件数（注）は299件です。
前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が163件（54.5%）と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等を行使又は提出したことに係る「不正行為」が73件（24.4%）となっています。

（注）一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があります、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しません。

添付資料

平成29年の「不正行為」について

本件問合せ先

法務省入国管理局入国在留課

梅原 (TEL 03-3580-4111 内線2758)

荒井 (TEL 03-3580-4111 内線2764)

【広報資料】

平成29年の「不正行為」について

平成29年の「不正行為」について

入国管理局においては、研修・技能実習に関して不適正な行為を行った機関に対し、「不正行為」を行ったと認められる旨を通知し、当該「不正行為」が研修・技能実習の適正な実施を妨げるものであった機関について、「不正行為」が終了した日から法務省令で規定する期間を経過するまで、研修生・技能実習生の受入れを認めないこととしている。

平成29年に研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した機関の受入れ形態別、「不正行為」の種類別の状況及び具体例は次のとおりである。

なお、昨年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（「以下「技能実習法」という。）が施行されたが、本件「不正行為」の通知は、技能実習法施行前の旧制度に基づいて行ったものである。

1 受入れ形態別

(1) 受入れ形態別「不正行為」機関数（表1）

平成29年に「不正行為」を通知した機関は213機関であり、受入れ形態別では、企業単独型が3機関（1.4%）、団体監理型が210機関（98.6%）である。団体監理型での受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が27機関（12.9%）、実習実施機関が183機関（87.1%）である。

平成28年の239機関と比較すると10.9%の減少、平成27年の273機関と比較すると22.0%の減少であり、2年連続で減少した。

（表1）受入れ形態別「不正行為」機関数

		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
企業単独型		2	0	0	0	3	2	3
団体 監理型	監理団体	14	9	20	23	32	35	27
	実習実施機関	168	188	210	218	238	202	183
計		184	197	230	241	273	239	213

(2) 企業単独型での実習実施機関に対する通知（表1）

平成24年から平成26年までの間に「不正行為」を通知した企業単独型での実習実施機関はなかったが、平成27年の3機関、平成28年の2機関に続き、平成29年は3機関に「不正行為」を通知した。

(3) 団体監理型での受入れ機関に対する通知

① 監理団体の種類別「不正行為」機関数（表2）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関のうち26機関を事業協同組合が占めており、事業協同組合が高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

(表2) 監理団体の種類別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
事業協同組合	31	33	26
農業協同組合	1	0	1
商工会	0	2	0
その他の団体	0	0	0
計	32	35	27

② 実習実施機関の業種別「不正行為」機関数 (表3)

平成29年に「不正行為」を通知した183機関を業種別でみると、「繊維・衣服関係」が94機関(51.4%)と過半を占め、次いで、「農業・漁業関係」が39機関(21.3%)と続いており、この2業種で7割以上を占めている。

(表3) 団体監理型での実習実施機関の業種別「不正行為」機関数

	平成27年	平成28年	平成29年
繊維・衣服関係	94	61	94
農業・漁業関係	67	67	39
食品製造関係	19	13	15
建設関係	20	38	14
機械・金属関係	10	14	9
その他	28	9	12
計	238	202	183

2 類型別

(1) 類型別「不正行為」件数 (表4, 5)

平成29年に「不正行為」を通知した213機関について、類型別にみた通知件数は、299件であるところ(一つの機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知する場合があるため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しないもの。),「賃金等の不払」が139件(46.5%)と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が73件(24.4%),「労働関係法令違反」が24件(8.0%)と続いている。

また、「賃金等の不払」を含む労働関係法令違反に関する「不正行為」は163件(54.5%)であり、これらが高い割合を占める傾向はこれまでと変わっていない。

※ 平成22年7月に技能実習法施行前の旧制度が施行されたが、平成22年の法改正前に行われた行為については、平成22年の法改正前の上陸基準省令の規定に沿った「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針(平成19年改訂)」(以下「旧指針」という。)に基づき「不正行為」を通知し、技能実習法施行前の旧制度に行われた行為については、技能実習法施行前の上陸基準省令の規定に基づき「不正行為」を通知している。

なお、平成26年以降、旧指針に基づき「不正行為」を通知した機関はない。

(表4) 類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	39	39	0	38	38	0	10	10
名義貸し	名義貸し	0	33	33	0	51	51	0	10	10
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	62	62	0	94	94	0	73	73
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	158	0	0	143	0	4	148
	旅券・在留カードの取上げ		9			16			2	
	賃金等の不払		138			121			139	
	人権を著しく侵害する行為		9			6			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	5	0	1	12	0	0	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	24	24	0	23	23	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	35	35	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	3	3	0	1	1
	保証金の徴収等		4	4		4	4		3	3
	講習期間中の業務への従事		8	8		2	2		3	3
	営利目的のあっせん行為		0	0		0	0		0	0
	日誌等の作成等不履行		0	0		0	0		0	0
	帰国時の報告不履行		0	0		0	0		0	0
	計	0	370	370	0	383	383	0	299	299

(注) 一つの受入れ機関に対して複数の類型により「不正行為」を通知した場合は、それぞれの類型に計上しているため、「不正行為」を通知した機関数と類型別の件数とは一致しない。なお、(表5) から (表8) までにおいても同じ。

(表5) 平成29年 類型別受入れ形態別「不正行為」件数(上陸基準省令)

	企業 単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施 機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	4	4
旅券・在留カードの取上げ	0	1	1	2
賃金等の不払	0	3	136	139
人権を著しく侵害する行為	0	0	3	3
偽変造文書等の行使・提供	0	22	51	73
保証金の徴収等	0	1	2	3
講習期間中の業務への従事	0	2	1	3
二重契約	0	0	1	1
技能実習計画との齟齬	0	3	7	10
名義貸し	3	1	6	10
実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・ 「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	0	0
監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監 査, 相談体制構築等の不履行」	/	8	/	8
行方不明者の多発	0	0	0	0
不法就労者の雇用等	0	0	18	18
労働関係法令違反	0	0	24	24
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0
再度の不正行為	0	0	1	1
日誌等の作成等不履行	0	0	0	0
帰国時の報告不履行	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業	0	0	0	0
計	3	41	255	299

(2) 企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表6）

平成29年に「不正行為」を通知した3機関について、類型別にみた通知件数は、3件である。内訳は3件とも「名義貸し」である。

（表6）企業単独型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名義貸し	名義貸し	0	0	0	0	0	0	0	3	3
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修生の所定時間外作業		0	/	0	0	/	0	0	/	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	2	0	0	3	0	0	0
	旅券・在留カードの取上げ		0			1			0	
	賃金等の不払		2			1			0	
	人権を著しく侵害する行為		0			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あつせん	不法就労者の雇用等	0	1	1	0	0	0	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	0	0	/	1	1	/	0	0
/	雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	4	4	0	4	4	0	3	3

(3) 団体監理型での受入れ機関に係る類型別「不正行為」件数

① 監理団体に係る類型別「不正行為」件数（表7）

平成29年に「不正行為」を通知した27機関について、類型別にみた通知件数は、41件である。「偽変造文書等の行使・提供」が22件（53.7%）と最も多く、次いで、「監査，相談体制構築等の不履行」が8件（19.5%），「技能実習計画との齟齬」及び「賃金等の不払」がそれぞれ3件（7.3%）と続いている。

（表7） 監理団体に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
		旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計	旧指針	上陸基 準省令	小計
二重契約	二重契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	6	6	0	3	3	0	3	3
名義貸し	名義貸し	0	1	1	0	4	4	0	1	1
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	26	26	0	26	26	0	22	22
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	0	11	0	0	10	0	0	4
	旅券・在留カードの取上げ		3			3			1	
	賃金等の不払		6			6			3	
	人権を著しく侵害する行為		2			1			0	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	/	5	0	/	11	0	/	8
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査，相談体制構築等の不履行」		5			11			8	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	0	0	0	1	1	0	0	0
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	1	1	0	0	0	0	0	0
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	0	0	0	2	2	0	0	0
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	1	1	/	1	1
/	講習期間中の業務への従事	/	1	1	/	1	1	/	2	2
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	53	53	0	59	59	0	41	41

② 実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数（表8）

平成29年に「不正行為」を通知した183機関について、類型別にみた通知件数は、255件である。「賃金等の不払」が136件（53.3%）と最も多く、次いで、「偽変造文書等の行使・提供」が51件（20.0%）、「労働関係法令違反」が24件（9.4%）と続いている。

（表8）団体監理型での実習実施機関に係る類型別「不正行為」件数

類型		平成27年			平成28年			平成29年		
旧指針	上陸基準省令	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計	旧指針	上陸基準省令	小計
二重契約	二重契約	0	1	1	0	0	0	0	1	1
研修・技能実習計画との齟齬	技能実習計画との齟齬	0	33	33	0	35	35	0	7	7
名義貸し	名義貸し	0	32	32	0	47	47	0	6	6
その他虚偽文書の作成・行使	偽変造文書等の行使・提供	0	36	36	0	68	68	0	51	51
研修生の所定時間外作業	研修生の所定時間外作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪質な人権侵害行為等	暴行・脅迫・監禁	0	2	145	0	0	130	0	4	144
	旅券・在留カードの取上げ		6			12			1	
	賃金等の不払		130			114			136	
	人権を著しく侵害する行為		7			4			3	
問題事例の未報告等	実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」		/			/			/	
	行方不明者の多発		0			0			0	
不法就労者の雇用・あっせん	不法就労者の雇用等	0	23	23	0	22	22	0	18	18
労働関係法規違反	労働関係法令違反	0	33	33	0	13	13	0	24	24
準ずる行為の再発生	再度の不正行為	0	1	1	0	1	1	0	1	1
/	保証金の徴収等	/	2	2	/	2	2	/	2	2
/	講習期間中の業務への従事	/	7	7	/	1	1	/	1	1
/	営利目的のあっせん行為	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	日誌等の作成等不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
/	帰国時の報告不履行	/	0	0	/	0	0	/	0	0
計		0	313	313	0	320	320	0	255	255

3 「不正行為」の具体例

(1) 平成29年に「不正行為」を通知した件数の多かった類型の具体例は次のとおりである。

○ 賃金等の不払

「賃金等の不払」とは、技能実習生に対する手当又は報酬の一部又は全部を支払わなかった場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関が、技能実習生6名に対し、約2年1月間にわたり、最低賃金を下回る基本給を支払っていたほか、時間外労働に対する賃金を時給300円などに設定していたことが判明し、不払の総額は6名分を合わせて約2,100万円に達した。

○ 偽変造文書等の行使・提供

「偽変造文書等の行使・提供」とは、外国人の研修・技能実習に係る「不正行為」に関する事実を隠蔽する目的で、偽造・変造された文書・図画、虚偽の文書・図画を行使又は提供していた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に賃金の不払が判明した事案において、縫製業を営む実習実施機関（上記「賃金等の不払」と同一機関）が、技能実習生に対する賃金の不払を隠蔽する目的で、実際に支給した賃金とは異なる金額を記載した虚偽の内容の源泉徴収票を地方入国管理局に提出した。

○ 労働関係法令違反

「労働関係法令違反」とは、技能実習の実施に関して、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等の労働関係法令について違反があり、技能実習の適正な実施を妨げた場合である（「暴行・脅迫・監禁」、「賃金等の不払」及び「人権を著しく侵害する行為」に該当する行為を除く。）。

【事例】 監理団体からの報告により、溶接業を営む実習実施機関が、技能実習生に対して、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別条項の回数及び限度時間を超える違法な時間外労働を行わせ、最大で1か月165時間の時間外労働を行わせたことが判明した。

○ 不法就労者の雇用等

「不法就労者の雇用等」とは、①事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせる行為、②外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置く行為又は③業として①及び②の行為に関しあつせんする行為のいずれかを行い、唆し、又はこれを助けた場合である。

【事例】 建設業を営む実習実施機関は、技能実習生の他に雇用していた不法残留中の外国人等に違法に就労させていたとして、警察及び地方入国管理局の摘発を受け、出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）により罰金30万円が確定した。

(2) これらのほか、次のような事例がある。

○ **技能実習計画との齟齬**

「技能実習計画との齟齬」とは、地方入国管理局への入国・在留諸申請の際に提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施していなかった場合である。

【事例】 技能実習生が出国確認時に、帰国を強制されている旨訴えたことを端緒に、食品製造業を営む実習実施機関が、工場における「惣菜製造業」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、食堂において主に掃除や皿洗い等に從事させていたことが判明した。

○ **名義貸し**

「名義貸し」とは、地方入国管理局への申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させていた場合や当該他の機関において技能実習を実施していた場合であり、名義を貸した機関及び名義を借りた機関の双方がこの不正行為の対象になる。

【事例】 技能実習生からの相談を端緒に、縫製業を営む実習実施機関2機関が、「婦人子供服製造」の技能実習を行うとして受け入れた技能実習生を、一方の実習実施機関のミシン等の設備が不十分であることを理由として、3年以上の間、他方の実習実施機関において作業に従事させていたことが判明した。

○ **暴行・脅迫・監禁**

「暴行・脅迫・監禁」とは、技能実習生に対して暴行、脅迫又は監禁を行っていた場合である。

【事例】 技能実習生からの相談を受けていた支援者からの情報提供を端緒に、建設業を営む実習実施機関の従業員が、技能実習生に対して、「日本語を理解しない」等を理由に叩く、殴る、蹴る等の暴行を恒常的に行っていたことが判明した。

○ **人権を著しく侵害する行為**

「人権を著しく侵害する行為」とは、技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行った場合である。

【事例】 労働局からの通報を端緒に、食品加工業を営む実習実施機関が、タイムカードの打刻を忘れることに対し、1回当たり1,000円の罰金を技能実習生に課しており、総額で10万円以上の罰金を不当に控除していたことが判明した。

技能実習生の失踪者数の推移

(人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,005	3,566	4,847	5,803	5,058	7,089
ベトナム	496	828	1,022	1,705	2,025	3,751
中国	1,177	2,313	3,065	3,116	1,987	1,594
カンボジア	-	-	-	58	284	656
ミャンマー	7	7	107	336	216	446
インドネシア	124	114	276	252	200	242
その他	201	304	377	336	346	400

(注1)「カンボジア」は、平成27年から集計しており、平成24年から平成26年は「その他」に含まれる。